

平成17年度 国立大学法人鳴門教育大学年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学部の学科、研究科の専攻等の名称及び学生収容定員は別表のとおり)

- 1) 学校教育の課題に応えるために教育実践を中核とする教員養成カリキュラムを構築するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成16年度に開発した、教育実践に貢献できる教育者を育成するためのコア・カリキュラムを本年度から実施する。
 - ② 平成16年度に構造化を図った、教養科目・教育科学・教科専門・教科教育の新たな教育課程を、本年度から実施する。
 - ③ 地域の学校での教育実践(教育交流や実地教育等の臨床的体験)を通して学生の教職意識の高揚を図る。
 - ④ 自然体験、社会文化体験、合宿研修等を通して、教養教育や教科専門の基礎を体験的に身につけるとともに、社会性及び実践的能力やコミュニケーション能力を培う。
- 2) 教育実践学を中核とした学部・修士による6年間を見通した教員養成を目指すとともに、学校教育や教科教育の課題を解明できる実践的能力を育成するため、学士課程及び大学院課程において次の措置を講ずる。

学士課程

- ① 平成16年度に構築した学部成績評価基準を本年度から実施する。
- ② 平成16年度に取りまとめたキャリア教育の実施計画に基づき、平成18年度までに教員就職率が60%以上になるよう取り組む。

大学院課程

- ① 平成16年度に構築した大学院成績評価基準を本年度から実施する。
- ② 平成16年度にとりまとめた教員就職率向上のための方策を、本年度から計画的に実施する。
- 3) 大学院において、専門職大学院の設置を目指すため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成16年度に設置した教員養成専門職大学院検討部会において、引き続き検討を行う。
- 4) 教育の成果等を評価する体制を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成18年度実施を目途に、教育活動を充実させるための評価体制及び教育支援体制を確立する。

(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育の成果に関する目標に則したアドミッション・ポリシーを明確にし、教職に就く意欲と能力の高い学生及び現職教員、留学生、社会人の受入を促進するため、大学院課程において次の措置を講ずる。
 - ① 都道府県の教育委員会、本学の学校教育学会や各専門分野の学会との協力のもと、

本学の修士課程の目的や特色，研究成果を積極的にPRし，修士学生の定員充足を図る。

- ② 教育実践学を志向した修士学生の連合大学院博士課程への進学を積極的に推進する。
- 2) 時代の新しい要求に即した教育課程，教育方法，成績評価等を再構築し，教育内容の充実を図るため，学士課程及び大学院課程において次の措置を講ずる。

学士課程

- ① 平成16年度に構築した学校危機管理（学校における安全管理等）のカリキュラムを，本年度から実施する。
- ② 大学と附属間でTV会議システムやビデオ装置システムを活用した履修を推進する。
- ③ 教育効果を高めるためのTTによる授業を推進する。
- ④ 教員養成学部として必須の模擬授業を採り入れた授業を推進する。
- ⑤ オフィスアワーを通じて，学生への相談体制の充実を図る。
- ⑥ 現職派遣大学院生による学部授業の補佐制度を導入し，学部学生への教育現場理解を促進させる。
- ⑦ 留学生の授業内容理解促進に配慮した英語による授業を推進する。
- ⑧ 入学時に購入させているパソコンの授業での活用率を増加させる。
- ⑨ 学部成績評価基準を電子シラバスに明示する。

大学院課程

- ① 学部教育と連動した6年間を見通した教育実践学カリキュラムを構築する。
- ② 平成16年度に構築した学校危機管理（学校における安全管理等）のカリキュラムを，本年度から実施する。
- ③ 現職派遣大学院生に対する大学院教育実践学カリキュラムを構築する。
- ④ 大学院成績評価基準を電子シラバスに明示する。
- ⑤ 14条特例による修士学生にあっては，インターネット等を活用した遠隔教育による履修を推進する。
- ⑥ 学校現場及び地域社会に貢献する臨床心理士を養成するためのカリキュラムを充実する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1) 時代の新しい要求に即した教育研究組織に再編するとともに授業内容の特性に応じた教育環境を整備するため，次の措置を講ずる。
 - ① 学生のニーズに柔軟に対応し，かつ学部教育と大学院教育の一体性を確立するため，引き続き教育研究組織の再編について検討する。
 - ② 平成16年度に引き続き，学校危機管理に係る分野の教育研究活動を行う体制を整備する。
 - ③ 附属学校園の教員に，学部の授業において実践的教育指導を担当させる。
- 2) 新たな評価制度の導入と評価を反映させるシステムを構築し，教員の質の向上を図るため，次の措置を講ずる。
 - ① 評価結果を教育システムにフィードバックするための制度を確立する。

- ② 学生による授業評価制度を検討するための委員会を設置する。
- 3) 教材開発，学習指導法の改善を通して，教育内容の質の向上を図るため，次の措置を講ずる。
 - ① FD研修会を計画的に実施する。
 - ② 平成18年度からシラバスを電子化し外部公開するため，必要な整備を行う。
 - ③ TAの適切かつ有効な活用を支援するための教育体制を整備する。
- 4) 附属図書館の教育支援体制を充実するため，次の措置を講ずる。
 - ① 学部・大学院の学生を対象とする蔵書・文献・情報検索等の図書館利用ガイダンスの充実を図る。
 - ② 教育への支援策として，図書館職員による学部・大学院の授業での情報検索等に係る教育補助の制度を推進する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1) 学習支援及び生活支援体制を整備・充実するため，次の措置を講ずる。
 - ① 不登校生，留年生，中退者の実態調査を実施するとともにし，学生相談制度（ピア・カウンセリング）を確立する。
 - ② 心身健康研究教育センター及び学生総合相談室の連携を密にして，学生のメンタルヘルス及びハラスメントへの相談体制を充実させる。
 - ③ 入学金，授業料及び寄宿料の減免制度を新たに確立する。
- 2) 学生に対するキャリア形成の支援の充実を図り，就職指導体制を強化するため，次の措置を講ずる。
 - ① 大学と地域との連携・協力を推進し，教員インターンシップの活性化を図る。
- 3) 学生の大学における生活環境の整備するため，次の措置を講ずる。
 - ① 安全で快適な生活環境となるように，学生宿舎，大学会館及び課外活動施設を整備する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1) 学校教育，教科教育等に関する基礎的・専門的な先導的研究を推進するため，次の措置を講ずる。
 - ① 平成18年度に，附属学校における教育実践研究授業体制を充実・確立するため必要な措置を講ずる。
 - ② 小学校英語教育センターを設置する。
 - ③ 連合大学院に寄与するために，学校教育実践学に関する研究を推進するとともに，研究者としての資質能力の向上を図る。
- 2) 研究の成果を教育関係機関及び教育関係者に広く還元し，学校教育の改善・充実に寄与するため，次の措置を講ずる。
 - ① 卒業生・修了生・現職派遣大学院生・徳島県教育委員会・徳島県立総合教育センター・大学教員等が連携した研究発表会を開催する。
 - ② TV会議システムを利用した教育現場と大学との共同研究発表会の開催を目指し，平成17～21年度を重点推進期間とし，システムの整備を行う。

- ③ 平成19年度までに、学内の教育実践研究に関する研究成果報告書を教育関係機関に公表する制度を確立するため必要な措置を講ずる。
- 3) 研究水準及び研究成果等を評価する体制を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成16年度に行った評価制度の見直しに基づき、研究活動の実施状況の評価をより充実させる体制及び研究支援体制を確立する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1) 時代の新しい要求に即した研究組織を再編するとともに、研究環境を整備するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成16年度に引き続き、教員の研究組織の見直しを行い、研究活動を推進するための体制を確立する。
 - ② 教員の任期制導入について検討し、教員の研究組織の充実を図る。
- 2) 新たな評価制度の導入と評価を反映させるシステムを構築し、研究の質の向上を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 教育研究等の業績評価を反映した研究費の傾斜配分を見直し、改善・実施する。
 - ② 教育研究等の業績評価を反映した給与システムを確立する。
- 3) 附属図書館の研究支援体制の充実を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成16年度に行った紀要・学位論文内容の要旨等学内出版物の現状調査に基づき、収集及びデータベース化を行う。
 - ② 国語科教育及び教育実践記録資料の知的財産である野地潤家文庫及び大村はま文庫を教育実践学研究の中心的役割を果たすものとして位置付け、これらを核として幅広く教育実践資料を収集し活用する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1) 地域社会との連携・協力及び教育面における社会サービスを推進するための基本方針を策定し実施するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成18年度までに、教育支援アドバイザー制度による初等・中等教育学校への登録派遣教員数の割合を全教員数の65%程度まで向上させるため、必要な措置を講ずる。
 - ② 教育研究資源の社会への還元をねらいとして公開講座を積極的に開講することとし、20テーマ以上を開講する。
- 2) 地域と連携し、教育諸課題に対する共同研究体制及び共同研究支援体制を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成16年度に結んだ徳島県教育委員会と教育研究に関する連携協定に基づき、徳島県教育委員会、徳島県立総合教育センター、附属学校園、公立学校等と連携し、学校園が抱えている現代の教育諸課題についての教育実践研究を支援する体制を確立する。
 - ② 学校現場の臨床心理的な問題解決へ対応するため、心理・教育相談室における相談活動の一層の質的向上を図る。
- 3) 国際的な学術交流及び学生交流を推進するため、次の措置を講ずる。

- ① 平成16～20年度を重点推進期間とし、国内外を問わず学術雑誌への積極的な発表及びITによる研究成果・業績・活動の公開を推進することで、研究成果の発表、整理・公開の充実を図る。
 - ② インターネットを通して、問題解決能力とコミュニケーションスキルの向上に役立つ情報の発信を行う。
 - ③ 国際学術交流協定校との学術交流事業の一環として、セミナー又はシンポジウム等の相互開催について諸準備（照会、企画・立案）を行い、平成21年度までに、1～2校との間において実施する。
 - ④ 教員教育国際協力センターを設置する。
 - ⑤ 平成16年度から引き続き、JICA留学生を中心とした理数科専攻の留学生への英語を利用した授業による修士課程の短期修了制度（学位取得）について検討し、平成18年度秋期からの受入れを目指す。
 - ⑥ 「国際交流事業を援助する会」の充実や学外募金を実施する。
- 4) 地域社会への附属図書館サービスの拡充を図るため、次の措置を講ずる。
- ① 地域住民に対する閲覧・複写・貸出・参考調査等のサービスをより一層拡充し、図書館が行う各種ガイダンスへの積極的な受け入れを推進する。
 - ② 徳島県内公私立学校園の学校図書館へのサービスを充実する。また、徳島県内現職教員への来館利用の促進を図ると共に非来館型サービスを推進する。
 - ③ 児童図書室において行われるさまざまな読書推進活動等を推進する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1) 附属学校間並びに大学との間で、教育研究のための共同及び相互支援体制を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 大学と附属学校が連携し、教員養成カリキュラム研究や実習内容の充実を図るとともに、成績評価基準を明確にする。
 - ② 附属学校間の連携教育を図るため、幼稚園、小学校、中学校の12年間を見通した教育カリキュラムを開発し、附属学校の一貫教育を実施する。
 - ③ 小学校高学年と中学校1年生の特定の教科学習を同一教員が担当する制度を実施する。
 - ④ 附属学校と学部・大学院との教育研究体制を確立する。
 - ⑤ 幼稚園では、幼保一元化を視野に入れた幼児教育施設の在り方について、引き続き検討するとともに、保育者養成に関する研究を推進する。
 - ⑥ 平成16年度に確立した少人数指導や習熟度別学習指導に係る大学教員と附属学校教員による共同指導体制を、本年度から実施する。
 - 幼稚園では、平成16年度における少人数学級の教育効果の検討結果に基づき、少人数学級の積極的な導入を目指す。
 - 小学校、中学校にチームティーチング制度を積極的に導入する。
 - 小学校では、算数科で習熟度別学習指導のための共同指導体制を確立し、その教育効果を検証し他教科への導入に反映させる。
 - 中学校では、英語、数学において、基礎コースと課題追求コースに分け、習熟度別学習指導を実施する。

- 養護学校では、障害特性に応じた、よりきめの細かい指導を行う。
- ⑦ 平成16年度に確立した大学教員の附属学校での年間を通した授業支援制度を、本年度から実施する。
- 小学校では、特色ある授業として、大学教員の専門性を生かした授業を実施する。
- 中学校では、大学教員の専門性を生かした授業を、本年度から必修教科・選択教科として実施する。
- ⑧ 平成16年度に確立した附属学校教員による学部の授業担当制度を、本年度から実施する。
- ⑨ 新任大学教員をはじめとした大学教員研修の一環として、附属学校に勤務する制度を確立する。
- 2) 管理運営・教育制度を見直し、時代・社会のニーズに則した学校運営を図るため、次の措置を講ずる。
- ① 学校評議員制度を充実させ、自己点検・評価を積極的に行い、公表し、説明責任を果たす。
- ② 平成16年度に設置した各校園の検討班において、引き続き選抜方法等の改善を図る。
- ③ 幼稚園では、学級編成、保育料、外部研究資金、外部評価及び情報公開等の適正化や充実について検討する。
- 3) 教育機関と積極的に連携し、教員の資質の向上を図るため、次の措置を講ずる。
- ① 教育の今日的な重要課題について、公立学校園の教員と連携を図りながら、実践研究を積極的に行う。
- 小学校では、テレビ会議システムや各種メディアを積極的に活用し、公立学校の教員と連携して実践研究を行う。また、小学校の研究内容を定期的に広報紙・ホームページ等で積極的に発信する。
- 中学校では、徳島県中学校教育研究会と連携し、実践研究を行うとともに、その内容を積極的にホームページで公開する。
- 養護学校では、個別の指導計画の作成とその実践を集積する。また、自閉症の児童生徒指導の研究を深め、ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症等についての研修や相談を積極的に実施する。
- ② 附属学校教員に対し、10年経験者研修、初任者研修、英語担当教員国内研修などの各種研修を積極的に実施（派遣）し、資質の向上を図る。
- ③ 平成16年度に策定した附属学校教員に本学大学院修士課程で専修免許状を取得させるための方策を、本年度から実施する。
- 4) 安全管理体制を整備し、幼児、児童及び生徒の安全を確保するため、次の措置を講ずる。
- ① 平成16年度に策定した「学校安全指導に関する要領」に基づき、幼児・児童・生徒への安全指導教育を計画的に実施するとともに、施設・設備面においても計画的に安全対策を講じる。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1) 教員の流動性・多様性を高めるための人事を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成18年度に導入することとしている教員の任期制について検討を行う。
 - ② 平成16年度に見直した教員選考基準、選考方法及び選考結果を公開する。
- 2) 教育研究の活性化を図るために、業績評価の評価基準や方法及びこれを反映する給与システムを確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成16年度に設置した人事委員会及び評価委員会において業績評価及びこれを反映する給与システムについて、引き続き検討する。
- 3) 教職員の定数管理と事務系職員の採用・人事制度を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成16年度に策定した教職員の定数管理計画に基づき、計画的に定数管理を行う。
 - ② 平成16年度に策定した事務系職員の採用、養成並びに人事交流に係る指針及び具体的方策を、本年度から実施する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1) 事務組織・職員配置を再編し、業務の効率化、合理化を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 中期目標期間中に事務局制度を廃止し、事務部門を各理事のスタッフとするよう段階的に再編する。
 - ② 管理・運営業務等の一元化を図るとともに、業務処理方法の簡素化を推進する。
- 2) 事務電算化を推進し、事務処理の簡素化・迅速化を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 履修登録、教員による成績入力等の教務事務の電子化を行う。
 - ② 平成18年度から授業時間割作成を電子化するため、必要な措置を講ずる。
- 3) 外部委託等を積極的に活用するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成16年度に策定した業務外部委託計画に基づき、外部委託を計画的に実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1) 科学研究費補助金など外部研究資金その他の自己収入の増加を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 中期目標期間中の科学研究費補助金の採択件数が平成16年度に目標値に達したため維持するよう取り組む。
 - ② 平成16年度に設置した予算・財務管理委員会において、引き続き講師派遣事業収入等の研究費組み入れについて検討する。
- 2) 地域社会や産業界との連携・交流の強化を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成16年度から引き続き、本学ホームページに各種の研究に関する事項を掲載するほか、国立情報学研究所の電子図書館サービスを利用した研究紀要の公開などデータベースを活用した積極的な情報発信に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 事務の合理化・電子化等により、管理経費の抑制を図るため、次の措置を講ずる。
- ① 管理経費を対前年度比1%の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

施設設備の効果的・効率的運用を図るため、次の措置を講ずる。

- ① 職員宿舎及び学生宿舎の入居率の向上を図るため必要な措置を講ずる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価体制等の充実を図るとともに、教員に対する多様な評価システムを導入し、その評価結果を大学運営の改善・充実十分に反映させるため、次の措置を講ずる。

- ① 点検・評価の結果を大学運営に反映させるシステムを構築する。
- ② 教員の教育研究業績に対する評価システムを構築する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

教育研究活動等の状況について、積極的に情報を社会に提供するために広報体制の充実・強化を図るため、次の措置を講ずる。

- ① 学生がホームページ及び広報誌の企画・発行等の広報活動に参画できる体制を確立し、広報活動の一層の強化・充実を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

活発な教育研究活動を展開し、優れた指導能力を備えた教員を養成し、また、現職教員に高度な研究、研鑽の機会を確保し開かれた大学として様々な教育研究等の目標及び計画を実現するため、次の措置を講ずる。

- ① 既存施設の点検・評価に基づく施設設備・利用状況を再度点検し、全学的かつ計画的で効率的なスペースを確保する。
- ② 老朽化する附属学校園の教育施設の老朽改善，教育環境改善，耐震性の強化，教育研究の活性化及び有効活用を図り経済・社会構造の変革に備えたセーフティネットを構築し，安全な教育環境の整備を図る。
- ③ 長期にわたって施設設備を良好な状態に保ち，大学の教育研究活動を保証するような施設水準を保つ。
- ④ 開かれたキャンパス環境の改善等の措置を図り，施設整備・管理に当たってはバリアフリー，環境保全など社会的要請への対応を行う。
- ⑤ 施設マネジメントの観点から，過去の改修歴等の維持管理の状況の検証及び，経営的視点に基づく計画的維持管理実施のための計画の策定を行う。
- ⑥ 新たな整備手法の導入の推進，土地・建物・設備等資産の有効活用を行う。
- ⑦ 本年度中に整備する施設・整備はX 1のとおりである。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

教職員並びに学生の安全を確保し，安全衛生意識の高揚を図るため，次の措置を講ずる。

- ① 安全衛生への意識の高揚を図るため，教育広報活動を計画的に実施する。
- ② 教職員及び学生からの環境安全衛生に関する意見を反映させるシステムを整備し，計画的に施設・設備を整備する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

国立大学法人鳴門教育大学附属小学校の土地の一部（徳島県徳島市南前川町1丁目1番地、814.21㎡）を譲渡する。

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位 百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
・小規模改修	総額 112	施設整備費補助金 (40)
・附属養護学校屋内運動場改修		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (24)
・附属小学校特別教室棟等改修		財産処分収入 (48)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

教職員の適正な配置、養成、評価及び計画的な人事交流の実施

- ① 平成18年度に導入する教員の任期制についての検討を行う。
- ② 平成16年度に見直した教員選考基準、選考方法及び選考結果を公開する。
- ③ 平成16年度に設置した人事委員会において業績評価及びこれを反映する給与システムについて、引き続き検討する。

- ④ 平成16年度に策定した教職員の定数管理計画に基づき, 計画的に定数管理を行う。
 ⑤ 平成16年度に策定した事務系職員の採用, 養成及び人事交流に係る指針及び具体的方策に基づき, 本年度から実施する。

17年度の常勤職員数 364人

17年度の人件費総額見込み 3,294百万円

別表

○学部の学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数

学校教育学部	400人(学校教育教員養成課程)
学校教育研究科	600人(修士課程) 学校教育専攻 285人 障害児教育専攻 40人 教科・領域教育専攻 275人
附属小学校	720人 学級数18
附属中学校	480人 学級数12
附属養護学校	60人 学級数9
附属幼稚園	160人 学級数5

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成17年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,890
施設整備費補助金	40
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	16
国立大学財務・経営センター施設費交付金	24
自己収入	823
授業料及入学金検定料収入	639
附属病院収入	0
財産処分収入	74
雑収入	110
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	96
長期借入金収入	0
計	4,889
支出	
業務費	4,639
教育研究経費	3,398
診療経費	0
一般管理費	1,241
施設整備費	112
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	96
長期借入金償還金	16
国立大学財務・経営センター納付金	26
計	4,889

[人件費の見積り]

期間中総額3,294百万円を支出する。(退職手当は除く)

2. 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,768
經常費用	4,768
業務費	4,517
教育研究経費	726
診療経費	0
受託研究費等	79
役員人件費	137
教員人件費	2,666
職員人件費	909
一般管理費	192
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	59
臨時損失	0
収入の部	4,768
經常収益	4,768
運営費交付金	3,864
授業料収益	509
入学金収益	104
検定料収益	26
附属病院収益	0
受託研究等収益	79
寄附金収益	17
財務収益	0
雑益	110
資産見返運営費交付金等戻入	23
資産見返寄附金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	35
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成17年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,247
業務活動による支出	4,708
投資活動による支出	165
財務活動による支出	16
翌年度への繰越金	358
資金収入	5,247
業務活動による収入	4,735
運営費交付金による収入	3,890
授業料及入学金検定料による収入	639
附属病院収入	0
受託研究等収入	79
寄付金収入	17
その他の収入	110
投資活動による収入	154
施設費による収入	80
その他の収入	74
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	358